

Title	佛國革命及ナポレオン時代史講話(齋藤清太郎著, 明治書院發行)
Sub Title	
Author	占部, 百太郎(Urabe, Hyakutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.1 (1934. 4) ,p.166- 167
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19340400-0166

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

佛國革命及時代史講話 (齋藤清太郎著)
ナポレオン

著者の前著『西洋近世史講話』の續篇である。西洋史中の最も複雑紛糾せる佛國大革命及びナポレオン時代の政治、外交、經濟、財政、宗教、法制その他の社會的潮流を克明に敘述してゐる。左に讀過後、印象を受けた諸點について簡単に書く。

フランス革命史を研究する學徒の最も困難とするところは、革命の最大原因の一つであるブルボン王朝の財政的破綻の問題である。著者は主としてドイツの Adalbert Wahl 教授の研究に據つたと斷つてゐるが、ジーベルや、オーラールや、ソレルその他の權威を参照して、チュルゴヤ、ネッケルや、カロンヌや、ブリエンヌ等フランス歴代の財務總監が何れも財政整理に失敗して、財政の破綻のみからいつても、革命破裂の遂に避くべからざることの經路を明細に述べてゐる。

外交問題については、それが條約を締結するまでに至らないフランスと諸強間の折衝に關しても、普遍的に經過を略敘してゐる。専門家以外に餘り興味を惹かない軍事についても、革命時代及びナポレオン時代の大戦小戦殆どタッチしない戦争はない程であるが、軍事行動そのものは極めて簡單なる記事に止まつてゐる。そ

れから、兩時代を通じて殆ど十回に垂んとする憲法の改正についても、著者は一々克明に敘述し、論議してゐる。殊に暗から暗に葬られた一七九三年の民主的憲法についても、著者は紹介の勞を吝しまないのである。宗教問題についても、以上と同一のことがいへる。

前後四半世紀に過ぎない短い時期にも拘らず、それと反比例に、西洋歴史中最も多事多難なるフランス革命及びナポレオン時代をば、政治、外交、經濟、憲法、宗教等各般の問題に亘つて、比較的詳細に、中版三七二頁中に壓搾することは、著者の如き西洋史に造詣深き人にしてはじめて企及せらるる事業である。兎に角内容は非常に充實してゐる。従つて讀者をして、史實の送迎に違あらざらしむるものがある。

それから、著者の史筆は如何にも簡明で、落ちつきがあつて、一字一句も忽かせにしてゐないことを認むる。而も極めてジミな表現法であつて、通俗な讀者の興味を惹きさうな事件(例へばヴァレンス亡命事件の如き)や、兩時代に活躍した人物の評論やに多くの餘白は割愛せられてゐない。又西洋史學者の最も當惑する地名人名等固有名詞の發音も正確である。

これを要するに、齋藤教授の新著が數多き邦文西洋史中の最も推奨すべき力作であることは、これを認むるに憚らない。尙ほ著者の目下執隨中なる最近世史の續刊せられんことを鶴首期待する。今や更生の過程中に在る我が國に於て、帝國の歴史を再檢することの緊要なることは、固より多言を要しないところだが、世界歴史の知識を普及せしむることも亦、目下に於ける喫緊事の一

つであらねばならぬ。(占部百太郎)

聖徳太子御製法華義疏の研究

(花山信勝著
東洋文庫刊行)

聖徳太子が、法華經、維摩經、勝鬘經のいはゆる三經義疏を、御製作されたといふことは、法王帝説、若しくは、法隆寺資財帖の明記する所であると共に、日本書紀にも、太子の御講經記事があるわけで、十七條憲法の御製制定と共に、もはや、疑ふべからざる、史的事實である。併し、それが、佛教經典の註疏なるが爲めに、從來、一般歴史家等の注意を逸し去つたのみならず、永い年代の間には、流布本の誤傳等があつて、これを以て、聖徳太子の親作とするに、躊躇する者も出た。とは雖へ、未だ曾て、これが偽書たることを論じた者もなければ、逆に、これが、眞作たることを、積極的に、立證したる學者も乏しかつた。併し、この事は、何といつても、國史研究家の重大なる責任であつて、古事記や、日本書紀のみが、唯一の最古の文獻でないことを、先づ知らねばならぬ。

本書は、實に、かゝる古事記や、日本書紀の編纂を廻ること、百年以前に成れる本邦最古の文獻たる、いはゆる聖徳太子の御製作法華經義疏の文獻文化史的研究論文である。著者は、聖徳太子奉讀會の研究員の一人であつて、本書は、最近、東洋文庫論叢の第十八之一號として、同文庫によつて公刊されたものである。

さて、本書の内容は第一編、聖徳太子の三經序論、第二編、御草本法華義疏の研究、第三編太子御所以の法華經原本を考究す。

第四編、法華義疏釋の傳承關係、第五編、法華義疏と法華義記との法華經科文の對比研究、第六編、法華義疏に現はれたる太子の佛教、及び附録、法華義疏の梗概、並に別冊として、法華義疏と法華義記との法華經科文の對比圖表より成立する、浩瀚なるものである。

而して、第一編は、三經一般に關する序論のやうなもので、三經の眞偽問題につき、又は三經御製作の年代につき、又は、太子の三經御撰定の事情と理由につき、考證してゐる。即ち、著者は、諸種の文獻文化史料によつて、當抵、太子の三經義疏御製作の否定し難きことを證すると共に、現在の御物法華義疏が、その書風や、字體の考證の結果、並に添削修正の苦辛の跡あり、或は、思想の傳承關係より觀て、疑ひもなく、著者直筆のものであると論じてゐる。又その御製作年代を、日本書紀によつて、大體、太子御講經の推古十四年(西紀六〇六)より、太子の師慧慈の歸國したる推古二十三年(西紀六一五)迄の間、即ち、太子が三十三歳より、四十二歳までの間と、推定してゐる。従つて、推古十五年(西紀六〇七)の小野妹子遣隋の目的も、大半は、佛經疏の輸入にあつたらしい。又三經御撰定の理由として、鳩摩羅什以來の支那大陸南北兩朝佛教の大勢より、或は、太子の當時に於ける三韓佛教の事情より、或は、本邦流傳の經典の上より、考察して當時、勝鬘、維摩、法華の三經が、最も、普及してゐた故であると論じてゐる。更に第一編の註記として、三經義疏に關する近代的論說の代表的著述を、列擧されてゐることは、研究者にとつて、非常に便誼である。